

7 香取緑地環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 香取神社周辺一帯（守谷町）
- (2) 指 定 昭和54年3月31日（茨城県告示第455号）

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域は、守谷町の西部に位置し利根川及び鬼怒川の合流する附近で水田に突出している。クスノキ、ヤブニッケイ、スダジイなどの常緑樹が混生している自然林でその林内にはアオスジアゲハ、オオモノサシトンボなどの昆虫類が多く生息し、良好な自然環境を形成している。このため、本地域は茨城県自然環境保全条例第10条第1項第1号に規定する「樹林地が集落地と一体となって良好な自然環境を形成している土地の区域」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植 生

クスノキ、スダジイ、ヤブニッケイ、タブノキなどの常緑広葉樹林の中にイヌシデ、アカメガシワ、ムクノキなどの落葉樹が混生して高木層を形成している。その林内にはコナラ、ゴンズイ、ヤブツバキ、サカキ、ヒサカキ、モチノキ、シラカシ、アカガシなどの常緑樹に加えて、ヤブコウジ、ツルマキ、テイカカズラの草本層も多種にわたって生育し、暖帯林の様相をよく維持している。

イ 野生動物

クスノキの樹木が多いのでアオスジアゲハが多い。またアカガシ、シラカシなどのカシ類を食樹とするムラサキシジミが生息している。さらに利根川、鬼怒川や水田に近いことからオオモノサシトンボなどトンボ類が多く見られる。

(3) 自然環境保全に関する基本的な事項

クスノキ、ヤブニッケイ、スダジイなどの暖地性常緑樹の自然林を中心に、そこに生存する動植物を維持するため自然環境の保全を図る。

このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

(4) 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病害虫防除施設、給餌施設、養殖施設等を必要に応じて設ける。

(5) 地区の指定に関する事項

本地域の区域は、次のとおりとする。

単位：ヘクタール

名 称	位 置 及 び 区 域	面 積	土 地 の 所 有 別 面 積	摘 要
香 取 緑 地 環 境 保 全 地 域	北相馬郡守谷町大字野木崎 の一部 (別図のとおり)	0.85	公 有 地 0.11 民 有 地 0.74	

総 括 表

単位：ヘクタール

区 分	内 訳			計
	国 有 地	公 有 地	民 有 地	
土 地 所 有 別 面 積	0	0.11	0.74	0.85

(面積は図上測定による概算値)

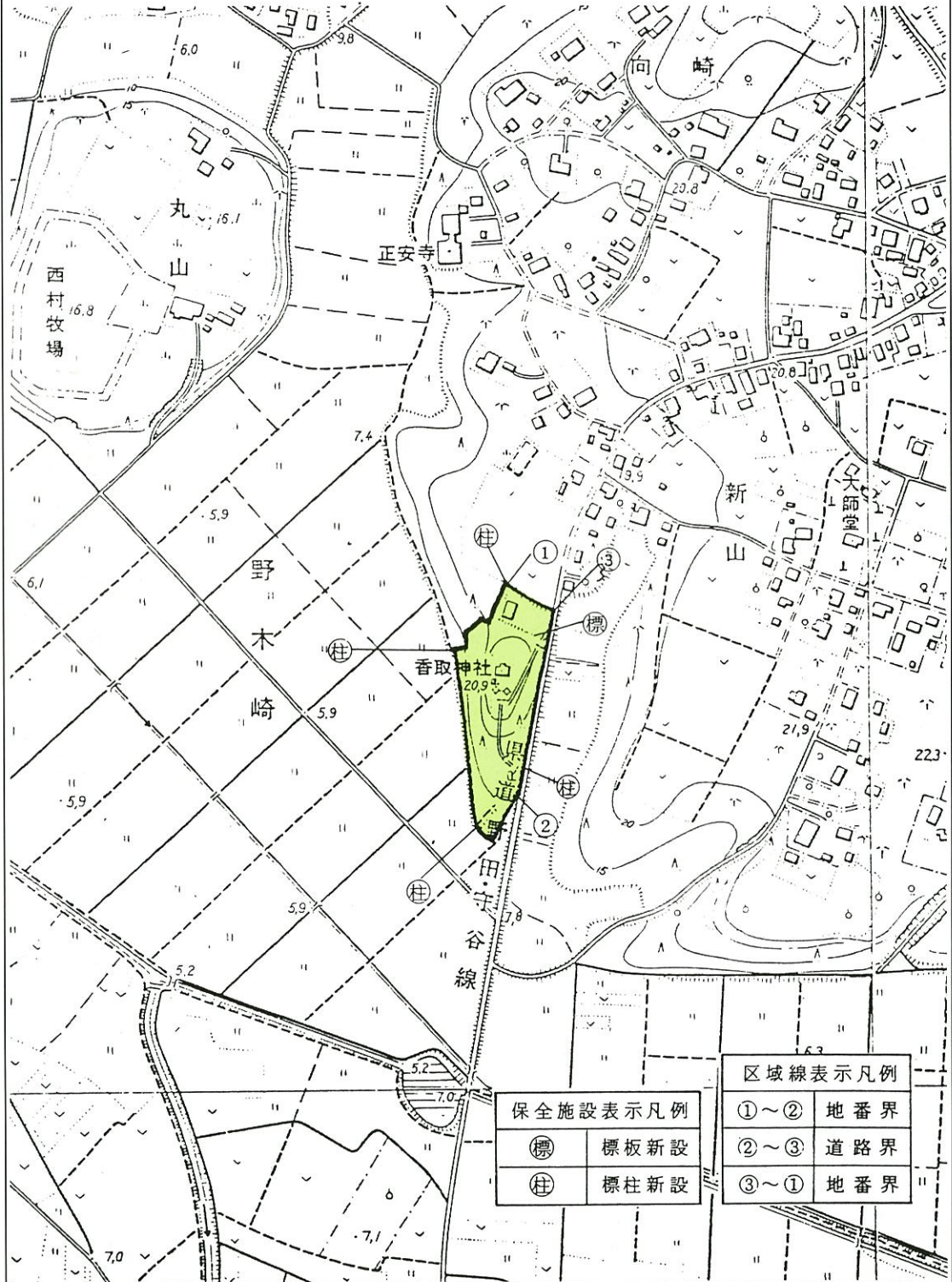
香取緑地環境保全地域位置図

S = $\frac{1}{50000}$



香取緑地環境保全地域区域図

$$S = \frac{1}{5000}$$



標	標板新設
柱	標柱新設

①～②	地番界
②～③	道路界
③～①	地番界